会 議 録

会議名(審議会等名)		令和5年度第4回相模原市地域福祉推進協議会					
事務局(担当課)		健康福祉局地域包括ケア推進部地域包括ケア推進課 電話 042-769-9222(直通)					
開催日時		令和5年10月2日(月)午後1時30分~3時15分					
出席者	委 員	14人 (別紙のとおり)					
	その他	2人(相模原市社会福祉協議会職員)					
	事務局	健康福祉局長、地域包括ケア推進部長、地域包括ケア推進課長、 在宅医療・介護連携支援センター所長、高齢・障害者福祉課長、 津久井高齢・障害者相談課長、生活福祉課長ほか8名					
公開の可否		■可 □不可	□一部不可	傍聴者数	0人		
公開不可・一部 不可の場合は、 その理由							
会議次第		1 開 会 2 あいさつ 3 議 題 (1)第5期地域福祉計画(素案)について (2)第5期地域福祉計画(素案)答申(案)について 4 閉 会					

内容は次のとおり。

- 1 開 会
- 2 あいさつ健康福祉局長よりあいさつを行った。
- 3 議 題
- (1)第5期地域福祉計画(素案)について

【事務局】資料1 (第1章から4章まで)、資料2により説明。

(笹野委員) 26ページ(7) 地域における活動、取組の状況にこどもに関しての記述がある。こどもの居場所づくり事業という形で、市が事業化をしている取組のことで、市社会協議会が受託をして、こども食堂や無料学習支援を実施、実施しようとしている、立ち上げをしようとしている方々の立ち上げの支援、立ち上がった後の事業についての支援、開設や運営の支援をしていますという内容である。さっぱり言うとこういう記載だが、こども食堂の無料学習支援に取り組んでいる皆さんからは、その先に度課題を抱えているこどもがそこへ来るとよく見えるという話も聞いている。それを地域の方々がやることで、そういった課題を抱えている家庭、ご家庭とかお子さんに手が差し伸べられるような取り組みが繋がっていけるっていう、実際にそれによってここまで、様々なことに効果がある、あるいは、内容的に手が届いているっていうことを含めて書くと、良いのではないか。

【事務局】記載内容の見直しを検討する。

(小野会長) こどもの相対的貧困率などを入れて、そうしたことから、子供への支援、 居場所づくりが大切になってきているというような前段を追加すればよいのでは。

(笹野委員) 44ページ、45ページの包括的な支援体制について、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築というところで、多機関の協働による断らない、切れ目のない包括的な相談支援体制の構築に取り組みますというところ。多機関の協働によるっていうのが、メインになっているところだが、主な内容のところに書かれていることについていうとこれは、行政側の多分相談窓口の充実の話だと思う。多機関の協働による体制構築、その充実化っていうところが、主な内容に出て

こないのでちょっと気になった。その主な内容のところの概要の説明の欄のところが、他のところの主な内容を見ると、何々をしますなど、何々を、こういう取り組みですとかというような、記載だったので、この最後のところが、整える必要がありますという表現を見直すべき。

45ページのコミュニティソーシャルワーカーについて、市社会福祉協議会と市 の関係を説明するのが難しく、本当に両輪で、一緒になってやっているっていう認 識を市の皆さんからも言っていただいており、市社会福協議会もそのつもりで取り 組んでいるので、そこをあえて書こうと思わないのだと思うが、この記述の内容を 見ていくと、こういうふうに進めていますっていう書き方だが、最後にコミュニテ ィソーシャルワーカーは市社協の職員です。との記載がある。市民が見たときにど う受け止めるのかと思った。他にも書いてあるように、多機関との連携のうちの一 環だっていうような意味で、多機関連携の中の特に中心的な、一つとして、市と市 社会福祉協議会で連携して取り組んでいます。というような表現の方が良いのでは ないか。市社会福祉協議会の職員とすり合わせをお願いしたい。現実の話をすると、 主な内容のところでいう個別支援、地域支援、仕組みづくり、まさにこれがコミュ ニティソーシャルワーカーの役割だが、実際のところでいうと個別支援は、相当に 行政、社会福祉協議会、専門機関、地域の社会福祉法人など、様々なところが手を 取り合ってやっていかなければできない。市社会福祉協議会の内部で意見交換をし たときに、コミュニティソーシャルワーカーから心配の声が少しあった。個別支援 がコミュニティソーシャルワーカーの役割だという書き方だと、そんなふうに受け 取られないかなっていう心配の意見があったので、様々な機関と連携して、個別支 援のアプローチをするというようなことがわかるような表現にしていただきたい。

【事務局】多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築の概要の表現について、 修正を行う。また、多機関の連携について、前回資料から具体的な取組に追加した が、概要には追記をしていなかったため、そこについても見直しを行う。

コミュニティソーシャルワーカーに関する表現については、オブザーバーとして 参加していただいている市社会福祉協議会の職員とも相談し、検討するが、個別支 援に関して、今の表現では、コミュニティソーシャルワーカーだけが前面に出てし まうのではと心配しているということか。

(笹野委員) 心配しているのはその点であり、表現を調整してほしい。

(小野会長) コミュニティソーシャルワークの機能と役割というコラムを入れると分かりやすくなると思う。

(笹野委員) 47ページの包括的支援体制の整備の参加支援について、主な取組が、 就労的活動支援コーディネーターの配置の1点となっている。この一つが新しく始 まるという意味では、問題は全くないのかもしれないが、参加支援の取組というと、 新規でなくても、誰もがこの参加支援をイメージできるようなことが、他にも書か れていると良い。例えば、この計画の中で一貫して書いてあるように、支え手受け 手というような役割の壁を取り払って、垣根を外して今後は様々なことに取り組ん でいくという中でいうと、既存の事業であっても、支え手受け手っていうような垣 根を外した取り組みをしていきますというようなことだけでも、一般的に、これま では、参加しづらかった人が、受け手として何かしたくなくても、支え手としてだ ったら入るとかということが、実際にはイメージできるかなと思う。これまでの受 け手が支え手になるというような参加や地域福祉活動計画で盛り込もうとしてい る企業や社会福祉法人の参加を誘導することなど、そこのところが重層的な支援体 制につながっていくと思う。既存でやっていることの充実化ということでも入れて おくと良いと思う。

【事務局】既存の事業についての記載について、検討する。

(原委員) 先ほど話のあったコミュニティソーシャルワーカーの個別支援ですべてが 完結するわけではないというのは、まさにその通りだと思う。テレビでコミュニティソーシャルワーカーが一人で走り回って解決するという番組があったが、そこに もっていけば、なんでもその人が解決してくれると思っている人がたくさんいる。 地域の中でもコミュニティソーシャルワーカーに伝えたから良いというふうになってしまって、一緒にその地域のことを考えてやってくっていうことがなかなかで きにくい。役割を明確にした方が良い。

介護者支援について、記載があるが、どういうことをイメージしているのか。

【事務局】家族介護者本人の人生に視点を置いて家族介護者支援に取り組みますという記載をしているが、具体的には、ケアマネジャーが、ケアプランとかを作る際にその家族の方がいれば、当然介護力として見て、ケアプランを作成するっていうようなところがあるかと思う。それはすべてを否定するものではないが、そうは言っても介護者その人にはその人の人生があるっていうところにも視点を置いて、ケアプランを策定してもらうだとか、そういったところの部分について少し働きかけをしていきたいと考えている。家族介護者の支援に関しては、世帯単位で、考えていく。包括的な支援体制は、支援を受ける人1人を見るのではなく、世代単位で見ていくことが重要、世帯の中で困っている人が、できるだけいなくなるような、支援をひとつの部署でやるのではなく、いろいろなところと連携して進めていきたい。

(飯沼委員) 36ページの基本目標について、目標値は、一定の考え方に基づき設定したという、記載があるが、一定の考え方に基づき設定したというのが、漠然としていて、よくわからない。分かりやすい目標値の説明とした方が良い。令和4年度の実績値があって、令和10年度のアンケート結果を目標値として設定しているが、ごく普通に言えば、目標値は、令和4年度の実績値を、住民の皆さんの理解を深めることによって、アンケートでとった数値よりも何%、そういう理解が深まるような、そういう活動結果の数値ですよというふうな、もうちょっとわかりやすくしたら良いと思う。一定の考え方っていうその一定というのがよくわからない。実際には地域福祉活動計画が具体的なものになってくる。地域福祉計画では、目標値の数字にこだわる必要はないと思う。理念上の目標値として、分かりやすい説明をしていった方が良い。

【事務局】記載の表現の見直しを検討する。

【事務局】資料1 (第5章 成年後見利用促進計画) により説明。

(安永委員) 部会で検討した内容が反映されていて、特に相模原市独自の観点になっているのは、とてもよいと思う。

87ページの成果指標について、何をもって成果としていくのかということが、 すごく難しい問題というふうに理解している。国のデータを調べたところ、100 0万人の認知症の人がいて、潜在的なニーズが1000万人ぐらいいるが、25万 人ぐらいしか成年後見制度を利用してないという、大体2%ぐらいのイメージらし い。これを本市に当てはめると、3万8000人の1パーセントだと3,800人 となる。その数字をもってきても良いと思う。平成30年から令和4年12月まで の数字を取っているが、この時は、コロナ禍っていうところもあり、私たち弁護士 としても後見申立業務がちょっと滞っていたという印象がある。今後、コロナ禍の 後、どれぐらい増えていくかというのはちょっとわからないというところや、全国 との比較や他市との比較というところを見て、どれぐらいが、利用者数として、い いのかというのは、この年間ベース67というのを足して、それで比較すればいい のかどうかというのはちょっとわからない。どれだけ認知度が深まっているのかと いうデータとしてとるのに何がわかりやすいか考えると、申し立ての件数というの が一つあった方がいいのかと思う。成年後見申し立ての件数、そしてそのうちの市 長申し立ての件数。成年後見制度を利用されている方は、やはりお亡くなりになる 方も多いので、そこのところの不規則変数などをどうとらえるのかがちょっと難し いので、申し立て件数を追っていくのも今後はちょっと考えていった方が良い。市 長申し立ての件数を成果目標に入れた方が本当はいいとは思うが、てマンパワーが 大変だということも理解しているところなので、ただ内々のデータとしてはそうい うことを見せていただいた上で議論した方が良い。今後のことを考えてというとこ ろでご意見とする。

【事務局】意見を踏まえて、検討する。市長申し立ての件数は、統計として数字は持っている。コロナ禍ということもあるが、その過去の数字を見ると、その数字自体は年度によって増減が大きいため、なかなか成果指標とするのが難しいと判断した。内々でもっておくことは非常に重要だと考えている。

(小野会長) 82ページの主な取組内容(2)の司法との連携強化を通じた、より適切な後見人等の選任・交代の推進について、推進ということであるので、良い気もするが、後見人を決めるのは家庭裁判所であるので、86ページの受任調整会議のところで後見人等の候補者の選定とあるのと同様に、後見人等の候補者とした方が良い。

【事務局】修正する。

【事務局】資料1 (第6章 再犯防止推進計画) により説明。

(安永委員) 再犯防止推進計画の資料を見るたびに非常にブラッシュアップされてものすごい資料だと思って、本当に素晴らしいなと思う。ただ、学術文庫などなら、本当にこれだけ資料が出ていて、非常にわかりやすいと思うが、一般市民の人たちが、ぱっと見てわかるかと言ったら、ちょっと難しいところもあるのかなという気がする。表も、本文とちょっとずれている。本文ともよく読めば関連性があることで全部必要な表だと理解できるが、これを全部表にすると、ちょっとわかりにくいところも出てくるということがあるので、表はもうちょっと少なくしてもいいと思う。例えば95ページの出所受刑者の出所事由別5年以内歳入率で、確かにこの殺人、強盗、窃盗などに分かれているほうがわかりやすく、ものすごく重要なことだと思って否定する気もないが、ただ一般の人たちが見てわかりやすいかというところになると、別にそこまでしなくてもいいのかなと思う。専門的すぎるところもあるので、省けるところは省いても良いと思う。

一方で、本市では、どういうことを取り組む指標とするのか。具体的に参考指標というふうに上がっていたりするが、再犯率がどうだからどうということ、保護司の定員充足率がどうだからどうだというようなピンポイントで数字として挙げるのは難しいが、パーセントの改善など具体的な数字とする方が良い。ただ一番重要なのは、今後の方向性である。全体的な分析を踏まえた上で、充実させるところだ

と思うので、充実させる部分を分かりやすく数字として挙げるなどをしていった方 が良い。

【事務局】グラフ、資料については、正確性を重視しすぎているところがある。細かい資料を省くなど、検討する。成果指標については、再犯防止については、何かしたから、すぐに数字に反映されるものではないということを前提としている。その説明をどのようにするかなど、充実させるのかなどを検討する。

(安永委員) 市が主体になるというだけでなく、他のところが主体となることがある。 市民から見たら、どこが主体か分からない。どこが主体となるかを書いて、数値と して挙げることは難しいというような説明を入れて、充実させると良い。

(小野会長) 93ページの犯罪者待遇の概要の図について、婦人補導員という言葉が 出てくる。今でもこの名称か。婦人という言葉はあまり使わなくなってきている。

(安永委員)2022年5月の困難支援助成法の規定により、売春防止法が改正され、付則によって、婦人補導員は2024年4月1日で廃止されることになった。

【事務局】その旨を注釈として入れる。

(2)第5期地域福祉計画(素案)答申(案)について

【事務局】資料3により説明。

答申(案)については、案のとおり承認された。 今後の修正内容の確認は、会長に一任することとされた。

○その他

(事務局)次回の協議会は令和6年3月の開催を予定。

4 閉 会

以上

相模原市社会福祉審議会高齢者福祉等専門分科会 委員名簿

	氏	名	所属等	備考	出欠席
1	飯沼	于	相模原市地区社会福祉協議会	副会長	出席
2	大貫 君	·夫	相模原市民生委員児童委員協議会		出席
3	小野 敏	:明	特定非営利活動法人日本地域福祉研究所 田園調布学園大学名誉教授	会長	出席
4	小林 充	明	相模原市自治会連合会		欠席
5	笹野 章	央	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会		出席
6	渋谷 健太	大郎	公益社団法人 成年後見リーガル・サポート 神奈川県支部		出席
7	清水 淳-	一郎	相模原市私立保育園・認定こども園園長会		出席
8	清水 洋	子	相模原市保護司会協議会		出席
9	恒藤 玲	子	特定非営利活動法人相模原ボランティア協 会		出席
10	中谷 正	代	相模原市障害福祉事業所協会		出席
11	中村 行	宏	公募市民		出席
12	原裕于	子	公募市民		出席
13	宮城 千億	圭子	一般社団法人相模原市高齢者福祉施設協議 会		出席
14	森下 美	香	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会		出席
15	安永 佳	代	神奈川県弁護士会		出席